

給食現場から出る廃棄物処理の適正化について

平成 22 年 3 月 10 日 健第 30056 - 15 号
群馬県教育委員会教育長
各市町村教育委員会教育長・各完全給食
実施の県立学校長・各教育事務所長あて
通知

このことについて、別添のとおり業務用食品 4 団体協議会（日本給食品連合会、全国給食事業協同組合連合会、（社）学校給食物資開発流通研究協会、学校給食用食品メーカー協会）より送付されました。

当件につきましては、平成 18 年 3 月 15 日付「給食現場から出る廃棄物処理の適正化について（依頼）」で通知しており、現在、学校給食から出される廃棄物は各学校給食施設において適切に処理されているところです。

今後とも「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、学校給食から排出される廃棄物の適正な処理について貴管下学校及び共同調理場あてに伝達するとともに、徹底が図られるようご指導願います。

なお、具体的な内容については、別添資料「安全でおいしく楽しい学校給食。廃棄物の処理も訂正に！」をご確認下さい。



業務用食品4団体協議会

給食現場から出る廃棄物の適正処理のお願い

学校給食に使用される食材の納入後に発生する廃棄物が、廃棄物処理法に適切でない方法で食材納入業者に処理を依頼されている状況の改善に対する再度のお願いです。

平成17年2月7日開催の「都道府県・政令指定都市スポーツ・青少年健康教育主管課長会議」で文部科学省担当部署より、「学校・共同調理場から出る廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、事業者である学校・共同調理場が責任を持って処理しなければならぬことになっている。皆様方におかれては、廃棄物の分別処理や資源ゴミのリサイクルについてご理解を頂き、適正に処理して頂くよう、市町村教育委員会にご指導願います」との発言がありました。

その後、都道府県より市町村を通じて各学校・共同調理場へ通達され、順次、改善・終息されるものと期待し、また業務用食品4団体協議会の会員である納入業者としても現場において、廃棄物処理の適正化をお願いしてまいりました。

その間、皆様方には今回同封致しました、改善の為のパンフレットを2回にわたり送付させていただきご尽力を賜りました。

平成19年6月には適正化の進捗の調査の為に業務用食品4団体協議会の全国の会員にアンケートを実施した結果、処理の適正化率は全国平均で58パーセントと一定の改善が図られました。

また、昨年3月には再度進捗度調査を実施いたしました。その結果全国平均の適正化率は72パーセントとなりました。

平成17年当初は適正化率が10パーセントにも満たなかったものが、皆様方のご指導と学校給食現場の方々の意識の向上により、大方7割の改善をみました。

食中毒の原因にもなりかねない従来の状況が更に改善され、「食材発注側」も「食材納入側」も廃棄物処理法に則った適正な処理の実現を図られるよう取組みたいと考えております。

何卒、状況ご理解を頂き、この問題の改善・収束へ向けて関係筋へ伝達・ご指導をお願い申し上げます。

以上

業務用食品4団体協議会連絡先

日本給食品連合会

東京都千代田区内神田3-4-4 新千代田ビル6階
TEL:03-3255-0455 FAX:03-3255-0454

全国給食事業協同組合連合会

東京都千代田区内神田3-21-6 村越ビル5階
TEL:03-3256-9966 FAX:03-3256-5571

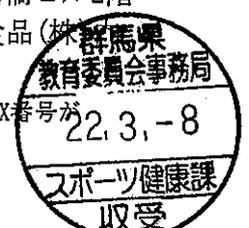
(社)学校給食物資開発流通研究協会

東京都千代田区内神田3-2-12 陽光ビル5階
TEL:03-5298-6125 FAX:03-5298-6126

学校給食用食品メーカー協会

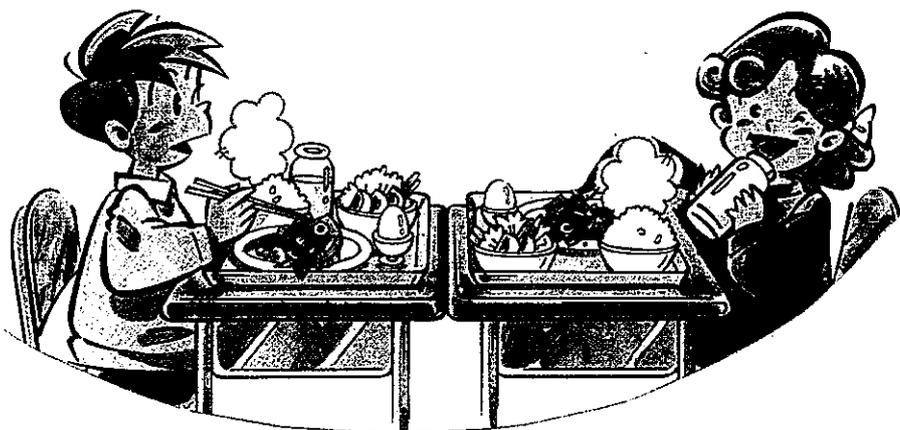
東京都港区芝公園1-8-12 芝公園高橋ビル2階
ヤヨイ食品(株)群馬県
TEL:03-5400-1532 FAX:03-5425-6960
教育委員会事務局

※学校給食用食品メーカー協会はパンフレットの会社名、住所、電話番号、FAX番号が
日本水産㈱から上記に変更となっております。



安全でおいしく楽しい学校給食。 廃棄物の処理も適正に！

学校は廃棄物は納入業者に出さない！



納入業者は学校から廃棄物を受け取らない！

- 学校給食食材から出る廃棄物の処理を廃棄物処理業免許を持たない納入業者に委託する事は違法です。
- 食材納入業者が許可なく廃棄物を収集・運搬する事も違法です。

日本給食品連合会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-4 新千代田ビル 6F
Tel 03-3255-0455 Fax 03-3255-0454

全国給食事業協同組合連合会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-21-6 村越ビル 5階
Tel 03-3256-9966 Fax 03-3256-5571

社団法人学校給食物資開発流通研究協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-2-12 陽光ビル 5F
Tel 03-5298-6125 Fax 03-5298-6126

学校給食用食品メーカー協会
〒100-8686 東京都千代田区大手町 2-6-2
日本水産(株)業務用食品部内
Tel 03-3244-6290 Fax 03-3244-7102

学校給食廃棄物問題に係る 原則とその法律的な根拠

1. 学校・共同調理場から出るごみは、学校・共同調理場が自らの責任で処理することが法律で明確に定められています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」

（事業者の責務）

第3条「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

学校・共同調理場も法律上は事業者です。事業者である、学校・共同調理場は給食から出るゴミを納入業者に委託せず、自らの責任で廃棄物業者に回収を依頼する、また市町村に持ち込むか回収を依頼するのが大原則です。

2. 資源ごみも学校・共同調理場が処理をする事が原則。

給食から出るゴミには食べ残し以外に
ダンボール・プラスチック・紙・缶・びんなどが多いと思います

- ・ダンボール・缶・ビンは資源ゴミといわれリサイクルされることもありますが、リサイクルする場合も学校・共同調理場が自らリサイクル業者に委託することが原則です。廃棄物として処理する場合は上記1. のとおり、学校・共同調理場が責任を持って処理しなければいけません。

3. プラスチックは産業廃棄物として法で厳しく規定されています。

- ・ゴミの中でプラスチック類は法、政令で『産業廃棄物』と指定され排出者はマニフェスト（産業廃棄物管理票）を作成・保管の義務があり、収集・運搬する業者は都道府県知事の許可が必要です。
- ・また産業廃棄物（プラスチック類）の処理を、規定外の他人に委託した者も廃棄物処理法違反となります。
- ・以上に違反した場合は5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金です。
- ・またプラスチック以外は一般廃棄物として、産業廃棄物と同様に収集・運搬する業者は市町村長の許可が必要となり、違反した場合は産業廃棄物と同様の罰則が科せられます。

4. 納入食材をゴミと一緒に配送車で運ぶことは食品衛生法違反です。

食品衛生法

第5条「販売の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。」

食材の衛生上の問題は大変重要で、食品の安全性の確保を目的とした『食品衛生法』では上記のように規定され、これに違反したときは営業停止等の行政処分や罰金・懲役等の司法処分に科せられることもあります。

また、もし事故が発生した場合には、学校給食廃棄物を納入業者に委託した、学校・共同調理場と廃棄物を収集・運搬した納入業者の社会的責任が厳しく問われます。

学校給食の廃棄物 Q & A

現場から出るゴミの処理について

学校給食から排出される廃棄物の処理については、環境省が定める「産業廃棄物処理法」に基づき、廃棄物の処理業者による処理が行われます。Q & Aは環境省、環境省の担当者に作成されています。

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課規制係

「学校・調理場は事業者です」

Q●まず、学校給食から排出される廃棄物は、法律上ではどのような位置付けですか？

A 廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）で規定されています。学校や共同調理場も事業活動として分類されていることから、学校や共同調理場から排出される廃棄物は、「事業活動に伴って生じた廃棄物」としてこの法律に従うこととなります。廃棄物は、産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物＝第2条）と、それ以外の一般廃棄物に分けられます。

Q●学校給食から出るゴミを処理すべきなのは誰？

A 事業者（学校・共同調理場）は処理の責務があります

Q●学校給食の現場では、不要となったダンボール等の包材や、プラスチック容器などの廃棄物の引取りが、食料納入業者に要請されています。学校給食から出る廃棄物を、適正に処理すべきなのは誰なのでしょう。

A 第3条に「事業者の責務」として、「事業者は、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されており、原則として排出事業者が自ら処理を行います。給食から出るゴミは、学校や共同調理場が適正に処理することが求められます。

Q●無許可の業者にゴミ処理を依頼できますか？

A 無許可の業者に学校や共同調理場から排出された廃棄物の処理の委託をする事はできません。
中でも、廃プラスチック類などの産業廃棄物を処理業者に委託する場合は、厳しい処理の管理が行われており、廃棄物の引渡しと同時にマニフェスト（管理票）による管理が法律上定められています（＝12条の3）。また、産業廃棄物の収集・運搬を行う業者は、当該区域を管轄する都道府県知事や別途廃棄物処理法において定める市（指定都市、中核都市等）の市長の許可が必要です。

Q●産業廃棄物、一般廃棄物ともに無許可の業者に廃棄物の収集・運搬や処分を依頼するとどうなるのですか。

A 廃棄物の処理業者は、産業廃棄物の処理は都道府県知事、または別途廃棄物処理法において定める市（指定都市、中核都市等）の市長の、一般廃棄物の処理は市町村長の許可が要ります。無許可の業者に処理を委託した場合は法に違反することになり、処理を委託した側も、委託を受けた側も、「5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金」という罰則が定められています。産業廃棄物、一般廃棄物とも同様の罰則です。

文部科学省 学校健康教育課課長補佐

「ゴミ処理は適正に対処願います」

Q●04年12月8日付で、学流協・流通会員のほとんどが、学校給食から出る廃棄物の回収を要請されている現状が文部科学省に報告されました。

A 学流協のアンケート調査については報告を受けましたが、食材納入業者全体がそうなのか、例えば小さな規模で野菜を納入している近隣の八百屋などもそうなのか、また当事者の廃棄物処理の認識はどうなのかは把握しておりません。

しかし、学校給食から出る廃棄物については、市町村教育委員会から実際の処理を行う学校・共同調理場に対し、適正に処理を行うよう指導していただく必要があるということで、2月7日開催の「平成16年度 都道府県政令指定都市スポーツ青少年健康教育主幹課長会議」で、文科省学校健康教育課長の説明において、取り上げられたところです。

Q●文部科学省はどのような取組みをしていますか？

A 課長が説明を行いました
教育関係者の全国的な集まりで給食の廃棄物処理が話題に上ったのは初めてです。

Q●合同会議の参加者はどのような方たちですか。また、課長はどのような話をされましたか。

A 合同会議には、都道府県と政令指定都市のスポーツ担当課、青少年教育担当課、健康教育担当課の主幹課長等約160人が参加しました。参加者は説明のあった事項について各県に持ち帰り、市町村教育委員会に対し指導等行って頂くことになっています。

課長は席上、「学校・共同調理場から出る廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、事業者である学校・共同調理場が責任を持って処理しなければならないことになっている。（参会の）皆様方におかれては、廃棄物の分別処理や資源ゴミのリサイクルについてご理解を頂き、適正に対処して頂くよう、市町村教育委員会にご指導願います」という内容で、各都道府県教育委員会に指導を促しました。

Q●同会議では、事業者である学校・共同調理場が適正に処理を行うべきという方向が示されました。今後は、適正な処理に向けてどのようにお考えですか。

A 本来、廃棄物処理は法律に基づいて適正に対処していかなくてはなりません。まず、学校・共同調理場と納入業者が、適正な廃棄物の処理について意識を持ってもらうことが重要です。環境省に問い合わせたところ、例えばダンボールなどは、廃棄物かリサイクルする資源なのかは当事者の認識で対応が異なり、それによって法律上も取扱いが変わってくるようです。また、地方自治体の廃棄物処理の取り決めも様々なようです。

Q●適正な処理の実現に向けて何が必要ですか？

A 現場同士の話し合いが必要です

（今回は食材納入業者から問題が持ち上がったが）今後は、学校給食から排出される廃棄物の処理に関して、認識の違いの確認も含めて、食材納入業者も学校長、学校栄養職員や学校給食の設置者である市町村長といった学校給食関係者等との話し合いを行い、適正に処理を行っていただく必要があります。